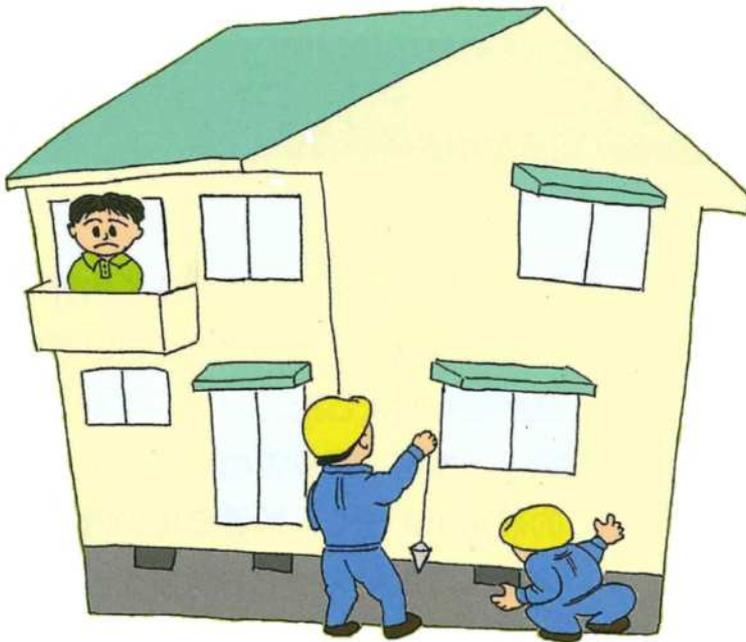


簡易耐震診断推進事業

昭和56年5月以前に建てられた家にお住まいの方へ

「わが家の地震対策、まずは耐震診断から！」



簡易耐震診断を受ければ、
住宅の耐震性の評価
改善のポイント
建築士による耐震改修
のアドバイス
などをまとめた“**簡易耐震診
断報告書**”が発行されます。



いわゆる「点検商法」にご注意ください！

市が実施する耐震診断を装って、突然お宅を訪問・点検し、「金物がないから地震が起きたら倒壊する」などと言って不安をあおり、高額な改修工事を勧めるケースが過去に報道されています。

本事業では、皆さんからの申請がないのに、突然診断員がお宅に訪問して診断を行うことはありません。

もし、心当たりのある方は、早急に消費生活相談窓口等に相談してください。

本事業を受けて耐震性が低いと判断された住宅については、兵庫県と川西市が実施しています「耐震改修促進事業」の“**耐震改修計画策定費補助**”及び“**耐震改修工事費補助**”を受けることができます。

【お申し込み窓口・お問い合わせ先】
川西市役所 5階 まちづくり指導室
TEL:(072)740-1205(直通)

1 事業のあらまし

この事業は、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、市役所が「耐震診断員¹」を派遣して調査・診断を行い、その結果を住宅所有者に報告するもので、市民の住宅耐震対策を支援します。

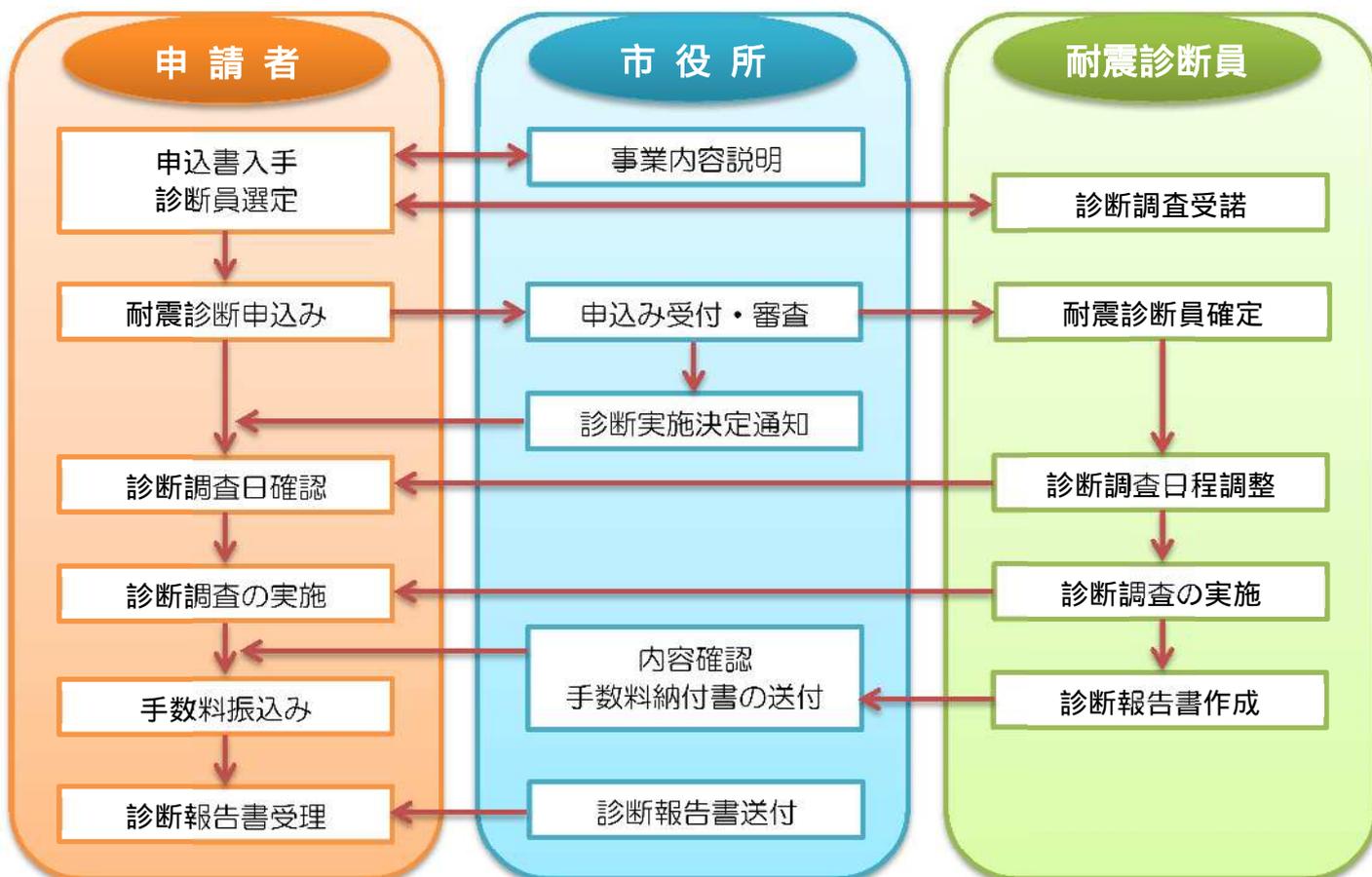
2 対象となる住宅

川西市内にある住宅で、昭和56年5月以前に着工したもの

- 1) 店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半が住宅として使用されている場合に限り、対象外です。
- 2) 2×4住宅、丸太組工法、プレハブ住宅等（旧38条認定工法の住宅）は対象外です。
- 3) 増築している場合は、対象外となる場合がありますのでお問い合わせください。
- 4) 「建物の区分所有等に関する法律」が適用されている住宅については、同法3条に基づく管理組合の議決等が必要です。
- 5) 平成12～14年度実施の「わが家の耐震診断推進事業」の耐震診断を受けた住宅は対象外です。

3 申込み手続き

“対象となる住宅”を所有し、簡易耐震診断をご希望の方は、市役所5階まちづくり指導室にある耐震診断技術者名簿から「耐震診断員」の内諾を受け、当室にお申込みください。お申込み後、耐震診断員を派遣します。なお、手続きの流れは、下図のとおりです。



4 診断手数料

3,000 円/棟（木造戸建て住宅の場合）²

- 1 耐震診断員とは、住宅の耐震診断を行うための講習会を受け、「財団法人兵庫県住宅建築総合センター」が一定水準の耐震診断技術を習得したものと証明したものです。
- 2 建物の構造や形態により診断手数料が異なります。